

市長への手紙・まちづくり座談会・まちづくりご意見箱

市では広く市民の声をお聞きし、市政に反映できるよう「広聴活動」を行っています。市が行っている広聴活動には、「市長への手紙」「まちづくり座談会」「まちづくりご意見箱」があります。

今月の広報では「市長への手紙」を折り込みました。
市政に対する皆さんのが意見をお寄せください。

市長への手紙

市長への手紙は、「市民が主役のまちづくり」を推進するため、誰もが意見や要望を提案できるように設けたものです。

ご意見などは市政に関する内容に限らせていただき、次のような場合は回答しませんので、ご注意ください。

- ①匿名や住所、電話番号など必要事項が記入されていない場合や虚偽と思われるもの。
- ②特定の個人や団体を誹謗中傷するもの。
- ③「市長への手紙」の趣旨から外れ、意味が不明なもの。

◆提出方法

左ページの「市長への手紙」専用用紙を切り取り、必要な事項を記入の上、切手を貼



市区長会役員との座談会（昨年）

まちづくり座談会

「座談会」は、市民の皆さんのご意見や提言などを行政に反映させるため、団体やグ

らずに郵送してください。
専用用紙以外でも受け付けますが、必ず「市長への手紙」と明記してください。

まちづくりご意見箱

まちづくりご意見箱は、市

ループが開催する座談会に市長が出席し、まちづくりに関する意見や提言について直接伺うものです。

◆座談会注意事項

①座談会を開催できるのは、

地区コミュニティーグループまたは市内を活動拠点とする各種団体、グルーブ（政治団体、宗教団体を除く）で、原則10人以上とします。

②座談会はテーマに沿って、意見交換をします。単なる要望や苦情相談はしません。

（テーマ例：子育て支援事業について、障がい者福祉の取り組みについてなど）

③座談会の開催日時については、平日10時から21時まで、土、日曜日は10時から17時までの2時間以内とします。

◆情報公開制度

「匝瑳市情報公開条例」に基づき、市の保有する公文書を市民に開示する制度です。

【実施状況】

①公文書の開示請求…1件
②公文書の開示および請求拒否の決定…1件（開示決定：1件、請求拒否決定：0件）
③不服申し立て…0件

平成26年度の実施状況を公表

情報公開制度・個人情報保護制度

市では、市政の情報公開の推進を図るために「情報公開制度」を、個人情報の保護を図るために「個人情報保護制度」を設けています。これら

の制度について、平成26年度の実施状況を公表します。

◆個人情報保護制度

「匝瑳市個人情報保護条例」に基づき、市の保有する個人情報の開示などを当該個人に

対して行う制度です。

【実施状況】

①個人情報の開示などの請求…1件
②個人情報の開示および請求拒否の決定…1件（開示決定：1件、請求拒否決定：0件）
③不服申し立て…0件

◆座談会を開催するまで

団体でテーマなどを決定



秘書課と開催日時を調整



申請書を提出



座談会で意見交換

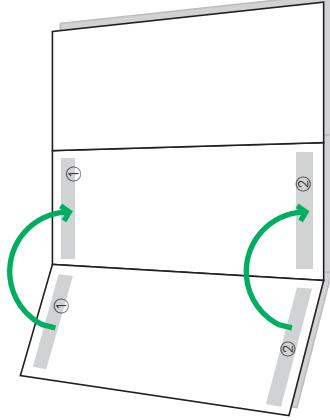


ご意見・提言を担当課へ

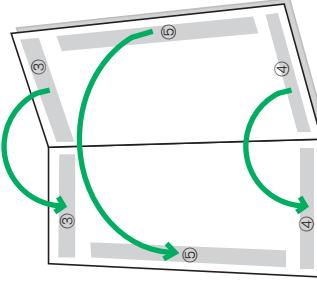
この用紙の使い方

のりしろ③

- あて先が表になるように投稿原稿用紙の面を内側に折つて「のりしろ①」と「のりしろ①」、「のりしろ②」と「のりしろ②」をまず貼り合わせます。



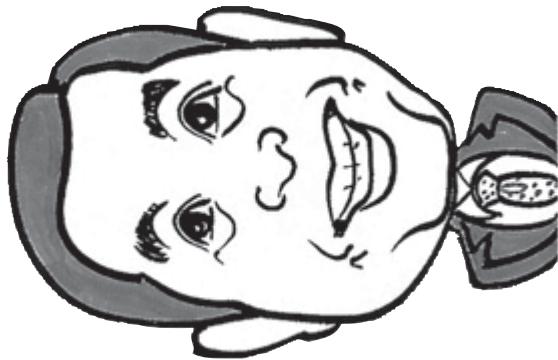
- 次に「のりしろ③」「のりしろ④」「のりしろ⑥」を貼り合わせてください。



※皆さんからの貴重なご意見が隠れてしまわないよう、なるべくのりが、はみ出さないようにご注意ください。

のりしろ④

市長への手紙



太田市長

おり線

お寄せください あなたの提言

「市長への手紙」は、“市民が主役のまちづくり”を推進するため、誰もが、いつでも市長に対し、意見や要望を提案できるよう設けたものです。

お近くの郵便ポストまたは市役所、野菜総合支所、公民館のご意見箱にご投函ください。市政に対し、日ごろから考えていることや気付かれたことなど、お気軽にお寄せください。

問秘書課広報広聴班 73-0080（直通）

皆さんから寄せられたご意見の内容によっては、市の回答と併せて、市ホームページや広報紙に掲載させていただくことがあります。

きりとり線

匝瑳市八日市場ハ七九二番地一

匝瑳市役所内

匝 璃 市 長

行

2 8 9 2 1 9 0

(注:料金受取人払印用)

602号
八日市場支店承認

差出有効期間
平成28年4月
30日まで

切手を貼らず
にお出しください

料金受取人払印